

租税特別措置法に基づく住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第24号

租税特別措置法に基づく住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する
規則

租税特別措置法に基づく住宅用家屋証明事務施行細則（昭和54年墨田区規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「この場合において、」の次に「第4号に掲げる書類又はその写し（住民票の写しを除く。）、第7号に掲げる書類又はその写し及び」を加え、同項第2号中「の写し」を削り、同項第3号中「）及び」を「）又は」に、「登記事項証明書若しくは」を「登記事項証明書、」に改め、同号ただし書を削り、同項第4号中「済ませていない場合は」の次に「住民票の写し及び」を、「申立書」の次に「（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）が、買主である当該個人の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合にあっては、当該個人が当該家屋の取得後に当該家屋に入居する意向があることを確認したことを証する当該宅地建物取引業者の証明書をもって代えることができる。）」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「この場合において、」の次に「第5号及び第9号に掲げる書類又はその写し、第6号に掲げる書類又はその写し（住民票の写しを除く。）並びに」を加え、同項第3号中「及び」を「又は」に、「並びに」を「及び」に改め、同号ただし書を削り、同項第6号中「済ませていない場合は」の次に「住民票の写し及び」を、「申立書」の次に「（宅地建物取引業者が買主である当該個人の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合にあっては、当該個人が当該家屋の取得後に当該家屋に入居する意向があることを確認したことを証する当該宅地建物取引業者の証明書をもって代えることができる。）」を加え、同条第4項各号列記以外の部分中「この場合において、」の次に「第3号に掲げる書類又はその写し（住民票の写しを除く。）、第4号、第6号及び第7号までに掲げる書類又はその写し並びに」を加え、同項第3号中「済ませていない場合は」の次に「住民票の写し及び」を、「申立書」の次に「（宅地建物取引業者が買主である当該個人の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合にあっては、当該個人が当該家屋の取得後に当該家屋に入居する意向があることを確認したことを証する当該宅地

建物取引業者の証明書をもって代えることができる。）」を加え、同項第7号中「宅
地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。